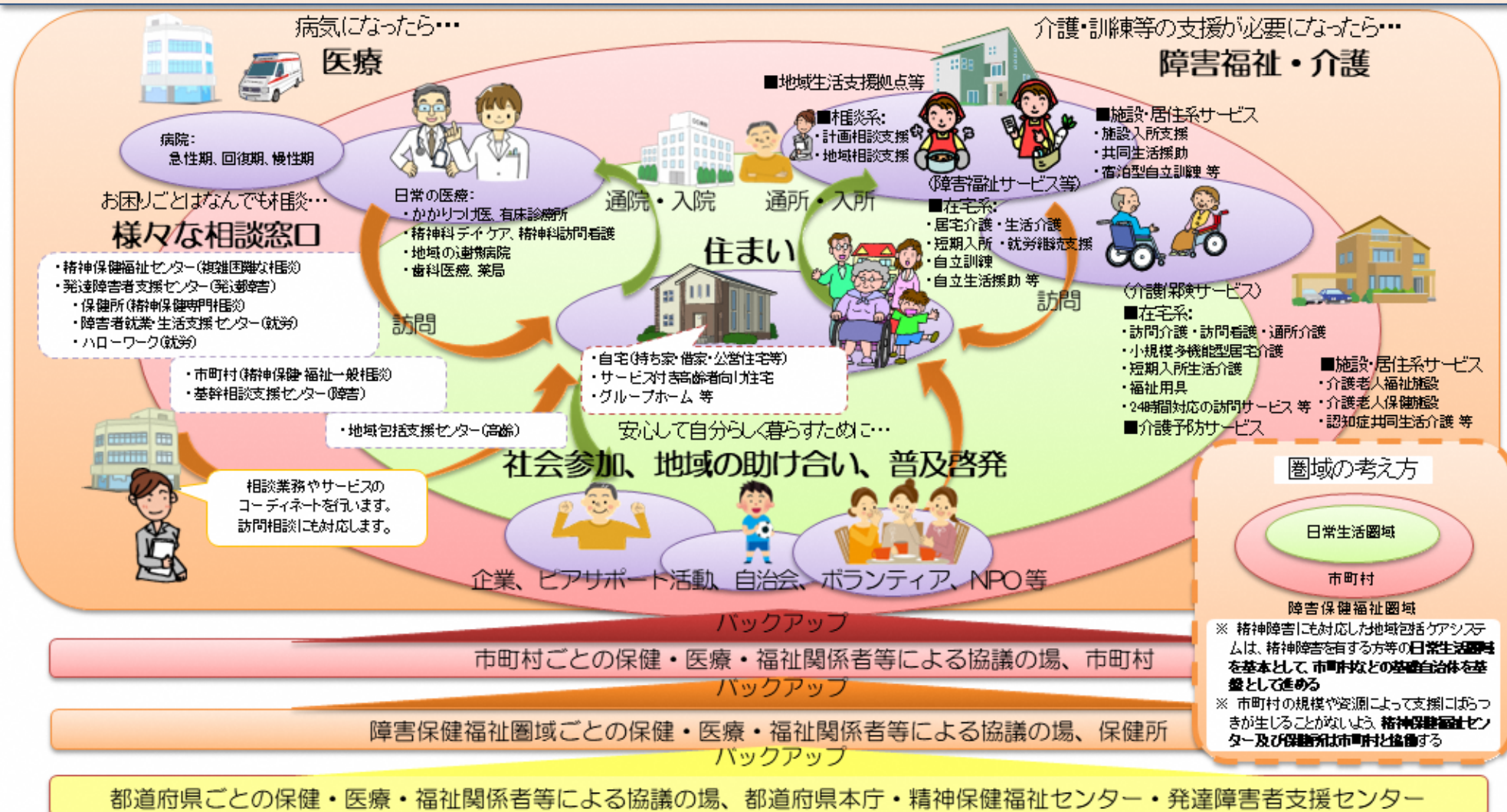


精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向っていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業)

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】(1のうち協議の場の設置は必須とする)

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

地域精神保健福祉連絡協議会

「こころサポーター養成講座」を実施

ピアプロジェクトチーム始動
ピアサポーター交流会を開催

措置入院者の退院後支援を実施

- 令和元年度 地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場として位置づけ
- 令和2年度 退院後支援事業開始
- 令和4・5年度 普及啓発事業(モデル事業)「心のサポーター」養成講座を実施
- 令和6年度 区事業として「心のサポーター」養成講座を実施
ピアプロジェクトチーム始動、ピアサポーター交流会を開催

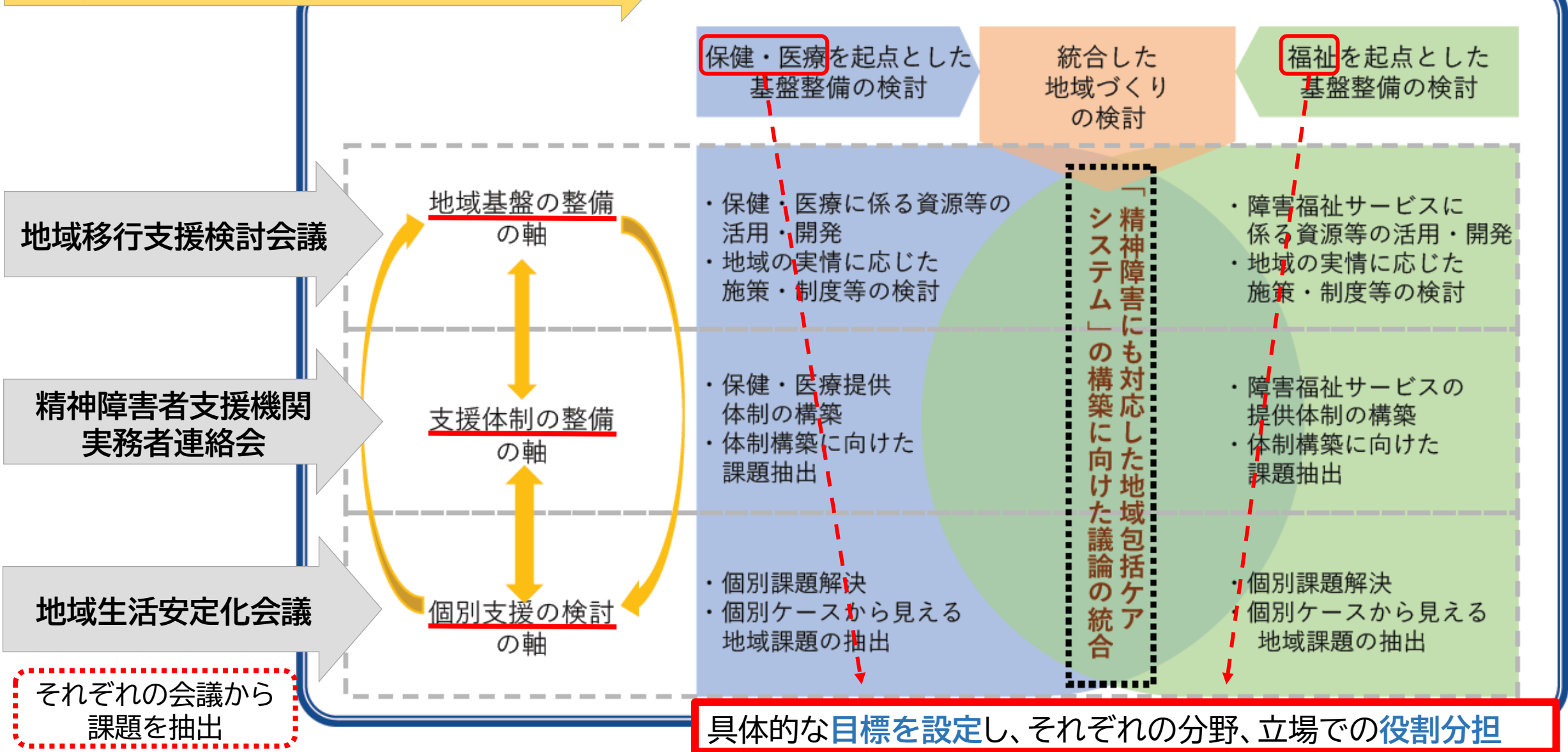
地精協の取り組み

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
「文の京」総合戦略		R2～R5 精神障害者の地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置するなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む。				R6～R9 精神障害者の地域における支援体制の構築・強化 精神障害者が地域で安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等、精神障害者の地域支援に関わる関係者等において、保健医療・障害福祉の両方の視点から地域の課題等の議論を深め精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む。			
「文の京」ハートフルプラン 障害者・児計画			R3～R5 保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う			R6～R8			
「文の京」ハートフルプラン 保健医療計画	H30～R5 入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していく。					R6～R11 保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。			
文京区 地域精神保健 福祉連絡協議会	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、優先度を決めて実施可能なものから協議・実施できるよう、保健・医療・福祉関係者等による議論を行う。					○ピアプロジェクトチームの発足 ○ピア活動についての情報収集と課題整理			
	○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議会として位置づけ ○協議会に求められる役割を整理し、共有 ○地域の課題の共有のためのアンケートを実施				○コア会議でピア活動についての意見交換 ○実務者連絡会でピアザポートを取り上げる				
					○地域アセスメントの共有（コア会議、他の会議体からの意見を集約） ○地域ビジョン（地域のあるべき姿）と具体的な目標の設定 ○役割分担と令和6年度以降のロードマップを作成				

文京区における、協議の場の機能と協議内容の構造

地域精神保健福祉連絡協議会を活用

< 会議体としての「協議の場」 >



国や文京区の精神保健関連の施策と「にも包括」の構築に向けた取り組み

	国の動向	にも包括の構築に向けた主な取り組み
令和6年度	精神保健福祉法改正 令和6年4月施行 ・医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き ・家族等の同意についての取扱い ・措置入院時の入院必要性等に係る審査 ・措置入院者・医療保護入院者への退院促進措置 ・入院者訪問支援事業 ・虐待防止の措置、都道府県等への通報の義務化	第1回コア会議 「ピアイベント開催に向けた具体的な内容の検討と意見交換」 第1回地域精神保健福祉連絡協議会 ①地域移行支援検討会議 基盤整備量の検討に向け、長期入院後に退院した人の状況を検討、意見交換 長期入院者の実態把握と今後の支援に向けた質的調査を実施 ②実務者連絡会 関係機関の連携及び職務遂行能力の向上を図るため、実務者連絡会を実施 ③地域生活安定化会議 事業を利用している対象者の実績報告と事例検討を実施 心のサポーター養成講座実施 対面2回とオンライン1回の計3回開催 ピアサポーター交流会開催 ～精神障害にもやさしいまちを目指して～ピアサポートを知ってつながろう 第2回コア会議 「ピアサポーター交流会の報告と次年度に向けた取り組みの検討」